

## ○税理士会個別指導会のご案内

下記の日程にて、開催しますので事前予約のうえご出席下さい。

- |        |      |               |        |     |
|--------|------|---------------|--------|-----|
| 1. 日 時 | 第1回目 | 平成27年3月 6日(金) | 鍛冶 輝雄  | 税理士 |
|        | 第2回目 | 平成27年3月13日(金) | 安部 修太郎 | 税理士 |
|        | 第3回目 | 平成27年3月20日(金) | 神野 聡   | 税理士 |
|        | 第4回目 | 平成27年3月27日(金) | 鈴木 洋敬  | 税理士 |

※時間帯につきましては、予約時にお申出下さい。

午前の部 9:00~12:00

午後の部 13:00~16:00



2. 場 所 飯舘村商工会臨時事務所

3. 所得税関係持参物

- ①青色申告決算関係書類 ②確定申告書類 ③現金出納帳 ④経費帳

- ⑤各種証明書 ※控除証明書がない場合は、各保険料の控除が受けられません。

(国民年金保険料、**小規模企業共済※**、生命保険料、介護医療保険料、地震保険料等)

- ⑥公的年金等の源泉徴収票 ⑦給与所得のある方は給与所得の源泉徴収票

- ⑧扶養する方の氏名・生年月日

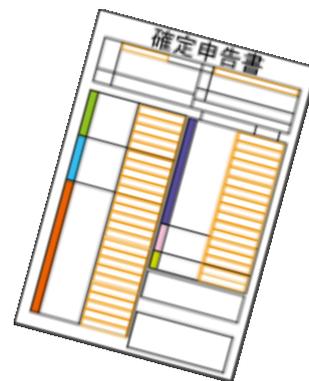
- ⑨東電賠償金内訳 (合意書と一緒に同封されてきた書類です。)

- ⑩H26年中に減価償却資産を購入した方は、契約書等

4. **小規模企業共済※**

平成26年10月~12月新規加入者へ「掛金払込証明書」が平成27年2月上旬に独立行政法人中小企業基盤整備機構から発送されています。

手続き等の不備により「掛金払込証明書」が届かない場合もありますので、その場合は加入申込された際に発行された「領収書」をご持参下さい。



5. 消費税持参物

- ①消費税申告書

◆簡易課税申告者 ○H26年分の課税売上高を把握して下さい。

◆本則課税申告者 ○H26年分の課税売上高及び課税仕入高を把握して下さい。

## ○女性部視察研修

女性部では2月8日（日）～9日（月）にかけて12名の参加を頂き、視察研修を実施しました。

初日は静岡県河津町で“河津桜”を見学しました。ほとんどつぼみでしたが、数輪の濃いピンク色の花が咲いており、とてもきれいでした。その後、伊豆稲取へ移動し雛のつるし飾りを見学して女性のまでいさを、旅館銀水荘ではおもてなしを改めて実感してまいりました。

2日目は東伊豆町と伊東市を巡り、ステンドグラス美術館では次年度の活動計画を練る事もできました。天候に左右されながらも、飯舘村を思い出させる自然や、人の温かさに触れることができ、有意義な研修となりました。



## ○優遇税制説明会のご案内

避難指示区域で事業を行う個人事業主又は法人の方は、県への確認手続を行うことにより、『福島復興再生特別措置法』に基づいた所得税（法人税）・地方税について、課税の特例を受けることができます。また、今般の税制改正により、避難指示区域での事業に必要な経費の積立が損金参入できる『福島再開投資等準備金』制度も創設される予定です。

つきましては、県の担当者による制度説明会を開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。詳細は商工会までお問い合わせ下さい。

□日時：平成27年2月24日（火） 13：30～14：30

□場所：飯舘村商工会臨時事務所（福島市飯野町字小平5-1）

### 『福島復興再生特別措置法』の概要

AもしくはBを会計年度毎に選択可能

#### A. 事業用設備に係る特別償却（第26条）

機械・装置、建物・附属設備、構築物の投資に係る所得税（法人税）の特別償却又は税額控除

#### B. 法人税等の特別控除（第27条）

H23.3.11時点で避難対象区域の事業所で勤務していた者、又は避難対象区域内に居住していた者の給与等支給額の20%を所得税（法人税）から税額控除

Aの特例を受ける施設等が対象

#### C. 地方税の課税免除又は不均一課税（第28条）

施設・設備の新・増設による事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除・不均一課税

## ○軽トラックが寄贈されました

損害保険会社のあいおいニッセイ同和損害保険（本社・東京都渋谷区）から軽トラック一台（108万円相当）が寄贈されました。

寄贈式は1月29日（木）に商工会臨時事務所で行われ、長谷川会長と赤石澤副会長が鍵の複製品と目録を受け取りました。

寄贈された軽トラックは今後、会員の皆様に貸出を行う予定です。詳細は決まり次第ご案内いたします。



## ○建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

今年度の補助事業として、会員事業所に従事する方（事業主・役員・専従者・従業員）で、平成26年4月1日以降に、建設機械等運転技能講習を修了した方は、受講料の2分の1の補助金を申請できる事業があります。該当される方はお早めの申請をお願い致します。

尚、送金の関係上、申請期限は平成27年3月20日（金）までとなっております。詳細は同封致しました、建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内についての文書をご確認下さい。

ご不明な点がございましたら、商工会までお問い合わせ下さい。

## ○小規模事業者持続化補助金のご案内

経済産業省では、平成26年度補正予算として昨年に引き続き、持続化補助金を実施いたします。この補助金は、小規模事業者の経営計画に基づく経営を推進するため、経営計画を作成し、それに基づく販路開拓の取り組みをする事業者に対して費用の3分の2を補助する制度です。

公募は、2月下旬から開始される予定ですので、詳細については商工会までお問い合わせください。

### ■昨年度の内容

補助率：3分の2 補助上限：50万円

※ 雇用増・従業員の処遇改善、買い物弱者対策に取り組む場合は、上限100万円

※ 複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、上限100万円～500万円  
(連携小規模事業者数による)

## ○ものづくり・商業・サービス革新補助金のご案内

ニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関等（商工会）と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業に対して支援を行うための補助金の公募が開始されました。制度内容の説明会も行われますので、詳細については商工会までお問い合わせください。

公募期間：平成27年5月8日（金）まで

補助率：3分の2 補助上限：1,000万円

※ 設備投資やサービス・試作品の開発にかかる経費（機械装置費・人件費・原材料費等）に使えます。

※ 革新的なサービス開発に対しては、クラウドを活用した費用対効果に優れる事業も支援します。